

令和5年度 岐阜県職員技能労務職（自動車運転士） 採用選考案内

＜受付期間＞ 令和5年4月21日（金）～5月15日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

- ◇受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- ◇郵送の場合は、5月15日（月）までの消印有効です。

＜選考日＞ 令和5年6月5日（月）

◇選考会場：OKBふれあい会館（岐阜市藪田南5-14-53）

1 職種・採用予定人員・職務内容

| 職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------|--------|--------------------------------------------|
| 自動車運転士 | 若干人 | 岐阜県庁（岐阜市藪田南2-1-1）において、公用車の運転業務に従事していただきます。 |

2 受験資格

令和5年4月1日現在、次の要件をすべて満たす人

- (1) 昭和43年4月2日以降に生まれた人
- (2) 普通自動車及び大型自動車を運転できる免許を有する人
ただし、大型自動車免許については、採用予定日までに取得見込みでも可能です。
- (3) 役員付運転手又はタクシー、ハイヤー、バス等（※1）の乗務経験が通算3年以上ある人
- (4) 過去5年間に運転免許の停止・取消処分を受けていないこと（※2）

※1 バス等：路線バス、貸切バス、学校・幼稚園・飲食店等の各種施設の送迎バス
消防車、救急車、パトロールカー、自衛隊用自動車等の緊急自動車（自動二輪車除く）

※2 申し込み後採用までに(4)の処分を受けた場合は、不合格あるいは採用取消となります。

◎ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎受験資格等の確認について

最終合格決定後、職務経験期間を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認させていただくとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

3 受験手続

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込書提出先 | 岐阜県総務部管財課管理調整係 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁4階） |
| 申込方法 | <p>必要事項を記入した申込書（様式1）、職歴等調書（様式2）を、岐阜県総務部管財課へ次のいずれかの方法で申し込んでください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申込書を持参する場合 岐阜県総務部管財課管理調整係（県庁4階）へ提出してください。2 申込書を郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に「自動車運転士採用選考申込書在中」と朱書きの上、岐阜県総務部管財課管理調整係へ郵送してください。 <p>※申込書は、岐阜県総務部管財課管理調整係で配布しています。 岐阜県庁のホームページからプリントアウトしたものも使用できます。 https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11116/ （トップページ > 組織でさがす > 総務部 > 管財課）</p> <p>※申込書を郵便で請求する場合は、返信用封筒（120円分の切手を貼った角形2号の封筒にご自分の郵便番号・住所・氏名を明記したもの）を同封のうえ、封筒の表に「自動車運転士採用選考申込書請求」と朱書きして郵送してください。</p> |
| 注意事項 | <p>選考当日は、郵送された受験票に写真（申込前6カ月以内に帽子をつけないで上半身正面向きを撮った、縦約6cm、横約4cmのもので本人と確認できるもの）を貼って、必ず持参してください。（当日写真を貼っていない場合は受験できません。）</p> |
| 受付期間 | <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月21日（金）から5月15日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。・郵送の場合は、令和5年5月15日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。・申込用紙の記入内容等に不備のある場合は、受付できずに返送することがありますので、早めに申し込んでください。 |
| 受験票の交付 | <p>受験票は5月23日（火）頃発送しますが、5月29日（月）までに受験票が到着しない場合は、必ず岐阜県総務部管財課管理調整係に問い合わせてください。</p> |

4 選考の日時、会場及び合格発表

| 日 時 | 選 考 会 場 | 合 格 発 表 |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年6月5日（月） 【受付開始】午前9時00分 【選考終了】口述試験が終わり 次第順次終了 | OKBふれあい会館 ※選考会場の詳細は受 験票送付時にご案内 します。 | 令和5年6月中旬（予定） 県庁（管財課）ホームページに合格者の受 験番号を掲示するほか、受験者全員に合否 の結果を郵便で通知します。 |

【選考の注意事項】

- ・携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の使用は禁止します。また、時計は計時のための使用に限り認めます。
- ・受験票及び筆記用具（B又はHBの鉛筆及び消しゴム）を必ず持参してください。

【選考会場のご案内】

<OKBふれあい会館> 岐阜市藪田南5-14-53
JR岐阜駅（北口）から岐阜バスで約20分
名鉄岐阜駅から岐阜バスで約25分
JR西岐阜駅（南口）から「西ぎふ・くるくるバス」で約12分

5 選考の方法

| 選 考 科 目 | 内 容 |
|---------|------------------------------|
| 作 文 試 験 | 表現力、思考力等について試験を行います。（1時間） |
| 適 性 検 査 | 職務遂行上必要な資質及び適性について検査を行います。 |
| 口 述 試 験 | 人物及び専門的知識について個別面接により試験を行います。 |

6 採用等

採用予定年月日は、原則として令和6年4月1日です。ただし、令和5年8月1日以降において既に勤務が可能である場合は、前倒し採用を行うこともあります。

ただし、採用予定日までに大型自動車免許を取得していないと採用されません。

7 給与等

初任給は、採用時の「岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」により決定され、55歳までは原則として毎年1回定期に昇給します。なお、学校卒業後の民間等における職歴について、一定の基準により加算されます。

また、該当者には期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等が支給されます。

○初任給、諸手当の例（令和5年4月1日現在）

採用時年齢40歳、高等学校卒業後民間企業（タクシー会社）での職務経験15年の場合

・給料：約216,000円程度／月額

- ・ 手当： 期末・ 勤勉手当（ボーナス）＝ 4.4 月分／年
- 扶養手当（扶養親族がある場合）＝ 配偶者 6,500 円、子 10,000 円、父母 6,500 円／人・月
※所得等の要件有
- 住居手当（借家を借りる場合）＝ 最大 27,000 円／月
※手当額は借家の家賃額による

8 選考結果の提供

選考結果の提供を希望される場合は、本人に対し、最終合格発表の当日から 1 カ月間、人事課で選考結果を提供します。この際、個人番号カードなど写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する内容は、「総合得点」及び「順位」です。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

9 問い合わせ先

岐阜県総務部管財課管理調整係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1（岐阜県庁 4 階）

TEL (058) 272-1111（内線 2411）

・ 管財課のホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11116/>

（トップページ > 組織でさがす > 総務部 > 管財課）